

八女市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

八女市

目次

はじめに.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	- 1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	- 2 -
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応.....	- 4 -
第1節 市行動計画の作成.....	- 4 -
第2節 市行動計画の改定.....	- 5 -
I 総論.....	- 6 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的.....	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 8 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 10 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 13 -
第2章 対策の基本項目.....	- 15 -
第3章 対策推進のための役割分担.....	- 16 -
II 各論.....	- 20 -
第1章 実施体制.....	- 20 -
第1節 準備期.....	- 20 -
第2節 初動期.....	- 21 -
第3節 対応期.....	- 22 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 25 -
第1節 準備期.....	- 25 -
第2節 初動期.....	- 26 -
第3節 対応期.....	- 27 -
第3章 まん延防止.....	- 29 -
第1節 準備期.....	- 29 -
第2節 初動期.....	- 29 -
第3節 対応期.....	- 30 -
第4章 ワクチン.....	- 31 -
第1節 準備期.....	- 31 -
第2節 初動期.....	- 35 -

第3節 対応期.....	- 35 -
第5章 保健・医療.....	- 37 -
第1節 準備期～初動期.....	- 37 -
第2節 対応期.....	- 37 -
第6章 物資.....	- 38 -
第1節 準備期～初動期.....	- 38 -
第2節 対応期.....	- 38 -
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 39 -
第1節 準備期.....	- 39 -
第2節 初動期.....	- 40 -
第3節 対応期.....	- 41 -
用語集.....	- 44 -

はじめに

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大しています。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている状況にあります。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020（令和2）年以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっています。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があります。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能です。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要になります。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定されます。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められます。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点となります。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもあります。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要です。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されます。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念されます。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

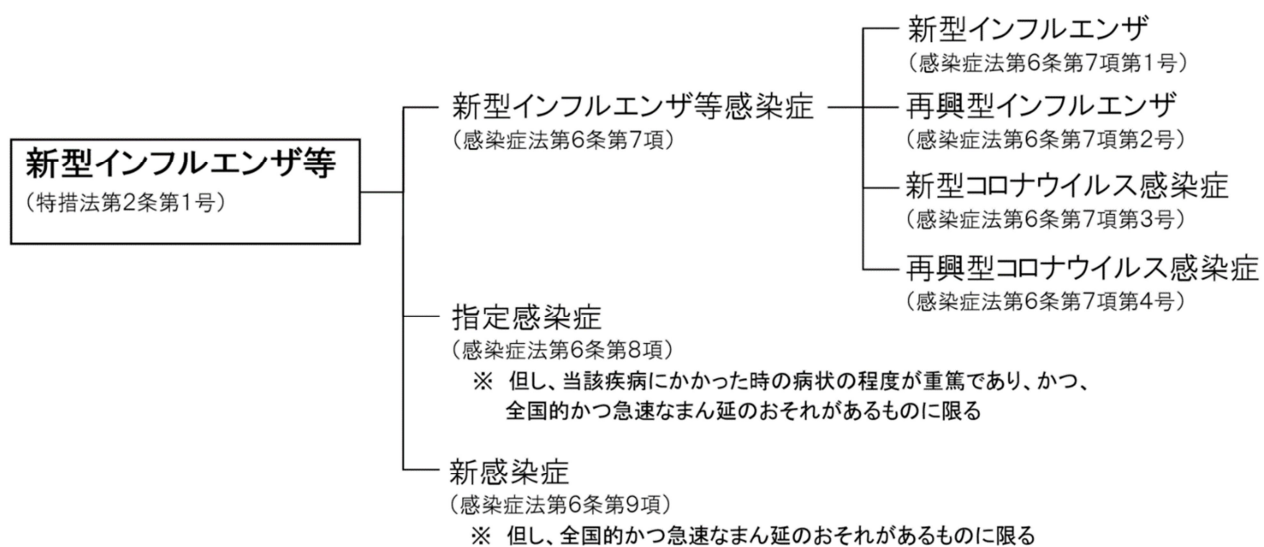
これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要とされます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
 - ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- があります。

【新型インフルエンザ等の定義】



第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成

新型インフルエンザ対策について、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び福岡県（以下単に「県」という。）の「福岡県新型インフルエンザ対策行動計画」が2009（平成21）年に作成されました。

その後、国は、新型インフルエンザ等対策の実効性をより高めるため、2012（平成24）年4月に特措法を制定し、2013（平成25）年6月に特措法に基づき新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を作成されました。また、県では、政府行動計画を踏まえ、2013（平成25）年に「福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成されました。

市では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、2014（平成26）年に「八女市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成しました。

なお、市行動計画の策定にあたっては、市内、近隣の市町等と協議し、学識経験者の意見を聴いて策定したもので、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、市の対策の選択肢を示すものです。

第2節 市行動計画の改定

市行動計画の改定は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものです。

国においては、新型インフルエンザ等対策推進会議¹（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

が主な課題として挙げられました。こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、こうした社会を目指すため、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現できるよう政府行動計画が全面改定されました。

また、県では、政府行動計画の改定を踏まえ、2025（令和7）年3月に県行動計画を全面改定されました。

今般、市においては、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画の改定を行いました。

1 特措法第70条の2の2

I 総論

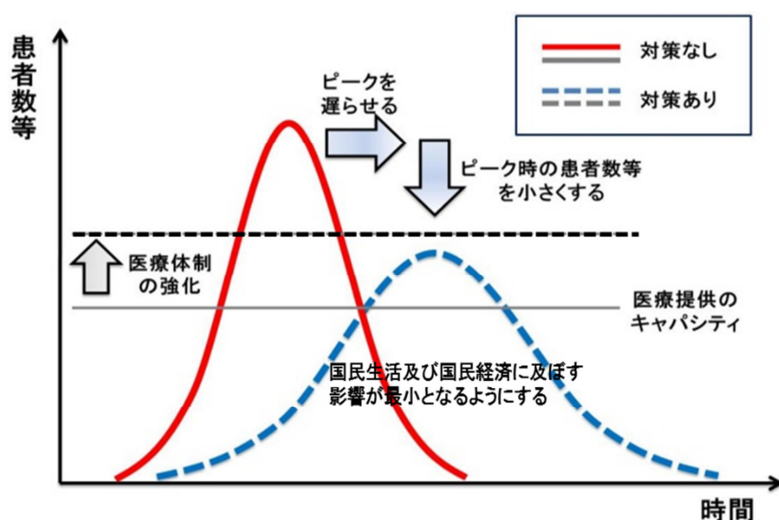
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び県内への侵入も避けられないと考えられます。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ等対策を講じていく必要があります²。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保できるよう努めます。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるよう努めます。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らせるよう努めます。



引用：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン(まん延防止)

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう努めます

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済活動への影響を軽減するように努めます。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保するよう図ります。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数をできるだけ減らせるよう努めます。
- ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければなりません。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになる可能性もあります。

市においては、政府行動計画及び県行動計画に基づき実施される対策と連携し、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った対策を実施します。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性・実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとします。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となります。特にワクチ

ンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となります。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

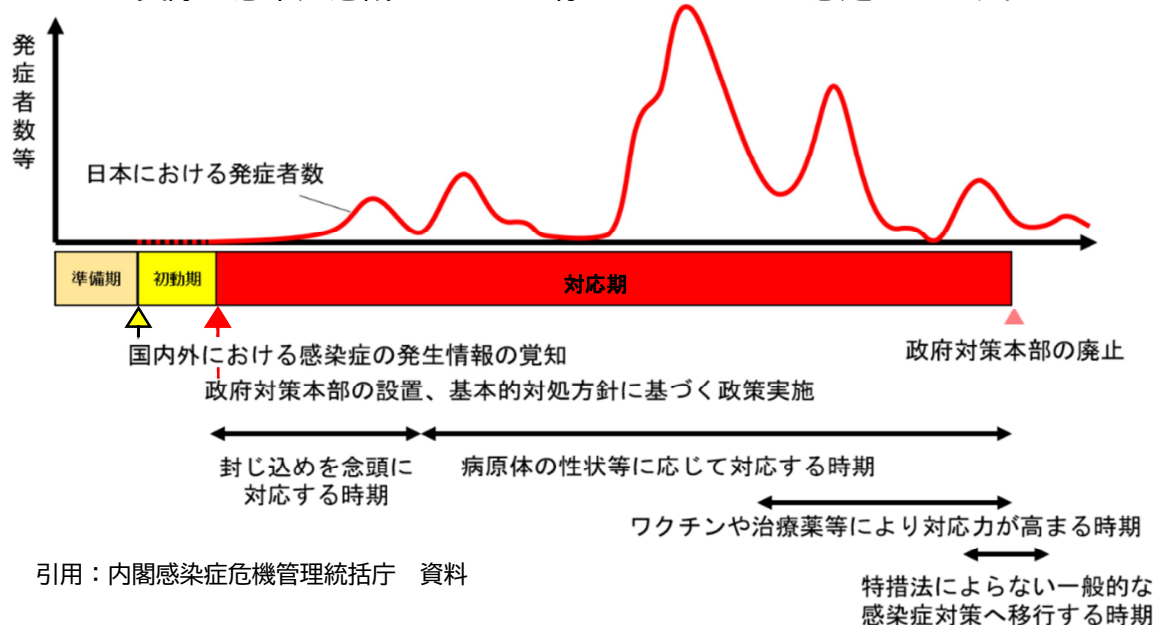
過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定することが大切です。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行早期での収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化も織り込んだ想定とします。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分である準備期と、発生後の対応のための部分である初動期及び対応期の大きく3つに分けた構成とします。

【新型インフルエンザ等発生時の発症者数のイメージ】

※ 実際の感染症危機においては様々なパターンが想定されます。



(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行います。

○ 初動期

初動期は、感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間です。この時期は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

○ 対応期

基本的対処方針が実行されてからの対応期については、対策の切替えの観点から時期を区分することとします。

・ 封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応します（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する必要があります）。

・ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずる検討を行います。

- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しなければなりません）。
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行します。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定めることとなります。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととなります。この場合において、次の点に留意しなければなりません。

（1）平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、平時の備えの充実を進めていきます。また、様々なシナリオを想定した訓練等により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、国や県との連携のため情報収集・共有、分析の基盤となるDX（デジタル・トランスフォーメーションをいう。以下同じ。）の推進等を行います。

（2）感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済活動への影響を軽減させるとともに、市民の生命及び健康を保護することが重要となります。

（3）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することが重要となります。県が特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の生活に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする事となっています。

感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはなりません。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべきです。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかしながら、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する必要があります。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県及び近隣の市町村と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進していきます。

また、必要に応じ、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行っていきます。

(7) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表することとします。

第2章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健・医療
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

第3章 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています³。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとしています。

新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとしています⁵。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進するとしています。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めるものとしています。

新型インフルエンザ等対策閣僚会議⁶及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議⁷の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進することとしています。

なお、国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進するとしており、その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進めることとしています。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行うとしています。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実

3 特措法第3条第1項

4 特措法第3条第2項

5 特措法第3条第3項

6 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

7 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します⁸。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する判断と対応を行います。

平時においては、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行することとなっています。

新型インフルエンザ等の発生時は、基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて国と協議を行いながら対策を推進します。また、市町村と緊密な連携を図りながら、市町村における対策の実施を支援します。

そのほか、保健所を地域における感染症対策の中核的機関と位置付け、保健所設置市と連携しながら、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する協議や情報の共有化を行います。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求

⁸ 特措法第3条第4項

められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画を策定し、地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うこととなっています。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有しています。

(5) 登録事業者

特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます¹⁰。

(6) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる¹¹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

9 特措法第3条第5項

10 特措法第4条第3項

11 特措法第4条第1項及び第2項

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます¹²。

12 特措法第4条第1項

Ⅱ 各論

第1章 実施体制¹³

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要があります。国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図るとともに、実効的な対策を講じていくことが重要です。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすることが重要です。

第1節 準備期

あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行います。

【所要の対応】

1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成するとともに、必要に応じ変更を行います。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとします¹⁴。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら変更を行います。
- ③ 市は、国や国立健康危機管理研究機構（JIHS）、県の研修等を積極的に

13 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

14 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

活用しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の育成等に努めます。

- ④ 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、県等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修や訓練を実施します。
- ⑤ 市では、健康福祉部長を委員長とした「八女市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市対策連絡会議」という。）」を必要に応じ開催し、情報共有を図るとともに役割分担の確認を行います。
- ⑥ 全庁での対策の構築のため、必要に応じて副市長を委員長とした「八女市健康危機管理委員会（以下「市危機管理委員会」という。）」等を開催し情報共有、庁内の連携強化、役割分担の調整、業務継続計画・マニュアル等に基づいて体制の整備を行います。

【各対応区分における会議等の役割】

目的	準備期	初動期	対応期
総合的対策の決定	—	八女市新型インフルエンザ等対策本部 (緊急事態宣言後は、特措法第34条に基づく設置)	
情報共有・体制の整備	—	八女市健康危機管理委員会	
情報共有・役割確認等	八女市新型インフルエンザ等対策連絡会議		

2. 関係機関との連携の強化

- ① 市は、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

第2節 初動期

準備期における検討等に基づき、必要に応じて市対策本部を始めとする関係会議を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施します。

【所要の対応】

1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹⁵や県が県対策本部を設置した場合において、市は、市対策連絡会議や市危機管理委員会等を開催し、情報の集約、共有を行うとともに、必要に応じて、市長を本部長とした「八女市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。市職員が新型インフルエンザ等にかかることがないように十分な予防策を講じるとともに市業務の絞込み、休止など、業務継続計画に基づいて対応する準備を行います。
- ③ り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施します。

2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁶を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁷ことを検討し、所要の準備を進めていくものとします。

第3節 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要です。感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、国・県・関係機関等と連携を行いながら、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指します。

【所要の対応】

15 特措法第15条

16 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

17 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

1. 基本となる実施体制の在り方

市は、市対策本部を設置し、国・県・関係機関等と連携を行いながら、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備するものとします。また、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じ、市対策本部、市危機管理委員会、市対策連絡会議等を必要に応じ開催し、適切な新型インフルエンザ等対策を実施していきます。また、市業務継続計画に基づいた業務を実施し、市民への行政サービスの低下を最小限にします。

なお、政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとることとします。

(1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置のための事務を実施するにあたり、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁸を要請します。
- ② 市は、緊急事態宣言区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求めていきます¹⁹。

(2) 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援²⁰を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保²¹し、必要な対策を実施していきます。

2. 緊急事態措置の検討等について

(1) 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します²²。

市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要

18 特措法第26条の2第1項

19 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

20 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

21 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

22 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²³。

3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(1) 市対策本部の廃止

市は、国より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止することとします²⁴。

23 特措法第 36 条第 1 項

24 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²⁵

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

第1節 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から新型インフルエンザ等の感染症危機に対する理解を深める取組を進める必要があります。

【所要の対応】

1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時から国及び県が発信する情報を入手し、市民に対して新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生時にとるべき行動等その対策について、可能な限り多言語で、各種媒体を利用して継続的に分かりやすい情報提供の準備を進めます。
- ② 市は、ホームページ、広報紙、FM八女、SNS、研修会等を通じ、新型インフルエンザ等の基本的な知識、手洗い・マスク着用・咳エチケット等の感染予防策や食料の事前準備等について情報を提供します。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係課や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有していく体制づくりを行います。

25 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

(2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でもり患する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発を行います。

(3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について検討を行います。
- ② 市は、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるための相談窓口等を設置する準備（組織体制や開設時間等）を進めます。

第2節 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要があります。

【所要の対応】

1. 迅速な情報提供・共有

- ① 市は、準備期に定めた方法等を踏まえつつ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、市民に対して新型インフルエンザ等の発生状況及び正しい知識についての情報提供・共有体制を強化します。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めていきます。

また、市は、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。

- ② 市は、国や県から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感

感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。

2. 偏見・差別等への対応

市は、感染症は誰でも患う可能性があるので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有を行います。

3. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国が作成した Q&A 等をホームページ掲載するとともに、国からの要請を受けて、準備期において進めた相談窓口等を設置します。また、一方の方向の情報提供だけでなく、SNS の動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。

第3節 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要です。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要があります。

【所要の対応】

1. 迅速な情報提供・共有及び偏見・差別等や偽・誤情報への対応

第2節初動期と同様の対応を行っていくこととします。市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、感染症対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す必要があります。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努めていきます。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて設置した相談窓口等を継続し、適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

第3章 まん延防止²⁶

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済活動への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策となります。

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む必要があります。

【所要の対応】

1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。

また、市民や事業者においても自らの感染が疑われる場合は、県等が設置する相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

第2節 初動期

市内におけるまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行います。

【所要の対応】

1. まん延防止対策の準備

- ① 引き続き、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及を図ります。県並びに関係課及び市教育委員会と連携して、学校等

26 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

や社会福祉施設等の施設に対して、新型インフルエンザ等の感染症予防（手洗い・マスク着用・咳エチケット）の徹底や施設内における感染防止策の徹底などの対策について周知を行います。

- ② 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

第3節 対応期

市内におけるまん延防止対策を行います。

【所要の対応】

1. まん延防止対策の内容

- ① 引き続き、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及徹底を図ります。
- ② 県が実施するまん延防止対策を受け、市民等に対し感染拡大をできる限り抑えるための対策の周知を行います。また、県の要請に応じ、保育所、学校等の感染拡大防止策を強化するとともに、県内での患者発生等まん延のおそれがある場合には、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行います。
- ③ 市は、緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに市対策本部を設置し市内に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。
- ④ 市は業務継続計画に基づいた業務を実施し、市職員が新型インフルエンザ等により患することがないように十分な予防策を講じるとともに、市業務の絞込みや休止などを、業務継続計画に基づいて対応します。

第4章 ワクチン²⁷

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進めます。

【所要の対応】

1. 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、県や医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。

(2) 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件となります。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を進めます。

27 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

【参考】特定接種について

○特定接種の制度概要について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、厚生労働省に指示し、臨時に行われる予防接種のことです。

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

登録事業者のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者（以下「登録対象者」という。）に限る。）

国家公務員及び地方公務員のうち、

- ・ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者
- ・ 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者

○特定接種の位置付け

・ 特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、それを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等が備蓄しているもの以外の感染症であった場合や亜型が異なる場合、抗原性が大きく異なる場合など、備蓄ワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

・ 特定接種対象者は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、他の国民よりも先に、ワクチンの接種を開始することが想定されるため、優先的に接種すべき要因のある特定接種の緊急性を踏まえれば、接種に用いるワクチンの別にかかわらず、その範囲や総数は、国民が十分理解できるものでなければなりません。

したがって、特定接種対象者の範囲や総数は、国民の理解が得られるよう、政府対策本部において、登録対象者の中から、発生時の状況に応じて柔軟に決定することになります。

(3) 住民接種

平時から以下(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- (ア) 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります²⁸。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築したシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外での接種を可能にするよう取組を進めていきます。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

28 予防接種法第6条第3項

【参考】住民接種について

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、特措法第27条の2第1項の規定に基づき、予防接種法第6条第3項の規定における臨時の予防接種として、市町村又は都道府県が実施するものです。

住民接種の対象者は接種を希望する国民全員が基本ですが、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、国が、準備期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理することとなっています。

住民接種の実施主体は、市町村又は都道府県とされていますが、全国民を対象とする住民接種を実施する場合においては、市町村において接種体制を構築の上、当該市町村の住民の接種を実施することが基本となります。

※臨時の予防接種と定期の予防接種との違い

	臨時接種	定期接種
根拠	予防接種法第6条第3項 (特措法第27条の2第1項)	予防接種法第5条第1項
趣旨等	A類疾病のうち全国的かつ急速なまん延により国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病のまん延予防上緊急の必要(新型インフルエンザ等感染症等を想定)	平時のまん延予防 ・A類：集団予防 ・B類：個人予防
主体	市町村長又は都道府県知事 (厚生労働大臣が指示)	市町村長

第2節 初動期

準備期から構築した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげていきます。

【所要の対応】

1. 接種体制の構築

市は、国からワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供を受け、県と連携しながら、医師会等と調整の上、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

第3節 対応期

あらかじめ準備期から構築した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施します。

【所要の対応】

1. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

(1) 特定接種

① 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を実施します。

(2) 住民接種

① 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。

② 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請

を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。

③ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市の施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討していきます。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制の確保を図っていきます。

④ 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるように、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるように、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行っていきます。

2. 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行います。また、広報等の媒体を通じ、幅広く市民からの基本的な相談等に応じます。

第5章 保健・医療

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県等と連携を図りながら、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。

第1節 準備期～初動期

【所要の対応】

平時より、保健師等の人材確保、対応期における保健師体制の検討、必要な物資等の供給について、整理を行い、有事における支援体制について整備を行います。

第2節 対応期

【所要の対応】

1. 健康観察及び生活支援

- ① 県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設等で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、定められた期間の健康観察を行うこととなっています。そこで、市は、県が実施する健康観察に協力を行っていきます。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために県が実施する食事の提供等の必要なサービスの提供又は物品の支給に協力していきます。
- ③ 市が行う八女市矢部診療所における医療提供に関わる事業については、業務継続計画等に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても、その業務を継続するよう努めます。

第6章 物資²⁹

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。

第1節 準備期～初動期

市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする必要があります。

【所要の対応】

1. 感染症対策物資等の備蓄等³⁰

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します³¹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるとします³²。

- ② 市は、八女消防本部に対し、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう要請するとともに、必要な支援を行います。

第2節 対応期

【所要の対応】

1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、備蓄した感染症対策物資の配付等については、市内の感染状況等により必要に応じ市対策本部にて決定します。

29 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

30 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

31 特措法第10条

32 特措法第11条

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保³³

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備の勧奨を行います。また、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供や市民生活及び地域経済の安定の確保が図られるよう、市が行う上下水道事業、ごみ収集処理事業等の社会機能維持に必要な事業について、業務継続計画等に基づき、その業務を継続するよう努めるとともに、国・県や医療機関等の関係機関等と相互に連携しながら、事前に十分な準備を行います。

第1節 準備期

【所要の対応】

1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する必要があります。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う必要があります。その際は、高齢者や外国人等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くように留意することが重要です。

3. 物資及び資材の備蓄³⁴

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期～初動期）1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する必要があります³⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物

33 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

34 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

35 特措法第10条

資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとします³⁶。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことについて勧奨を行います。

4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁷等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくものとします。

第2節 初動期

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等に必要な準備等を呼び掛けます。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するよう努めます。

【所要の対応】

1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、火葬場以外の一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

2. 物資及び資材の備蓄

準備期に引き続き、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬などの衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことについて勧奨するとともに、市民に対して新型インフルエンザ等の感染対策（手洗い・咳エチケット等）を啓発します。また、あわせて、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たって

36 特措法第11条

37 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

の消費者としての適切な行動の呼び掛けを行い、生活関連物資の価格が高騰しないよう、買占め等を生じさせないよう注意喚起を行います。

第3節 対応期

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行います。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行います。

【所要の対応】

1. 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を行います。

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁸等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

(3) 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁹やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、初動期に引き続き市民に対し注意喚起を行うほか、

38 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

39 特措法第45条第2項

買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を行います。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を行います⁴⁰。

（5）埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請します。
- ② 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、ドライアイスなどを用いて遺体を一時的に保管する方法や火葬場以外の一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努めます。

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

（1）事業者に対する支援

市は、国の財政支援を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に行います。

（2）市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市が行う上下水道、ごみ収集、また八女西部広域事務組合が行うごみ処理

40 特措法第59条

等の社会機能維持に関わる事業については、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、業務継続計画を策定し、水を安定的かつ適切に供給するとともに、ごみ収集処理についてもその業務を継続するため必要な措置を行います。

用語集

用語	内容
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分がその免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外

用語	内容
	出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020（令和2）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、情報発信元からの一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。

用語	内容
	<p>新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
<p>まん延防止等重点措置</p>	<p>特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
<p>有事</p>	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。</p>